

空家等の対応状況

—令和7年3月31日現在—

※()内は令和7年1月20日現在

対応状況	受付件数 1306棟(1296棟)	
	対応済 1005棟(998棟) <small>内訳: 居住者有 202棟(201棟)、更地 344棟(339棟)、区の指導内容等に対し、所有者等が履行したもの 459棟(458棟)</small>	対応中 301棟(298棟)



空家対策内訳	現場確認済		登記情報調査	固定資産税情報照会	通知送付	立入調査	助言・指導	
							法13条 1項	法22条 1項
	1298棟 (1287棟)		1201棟 (1193棟)	990棟 (987棟)	806棟 (799棟)	148棟 (145棟)	—	81棟 (81棟)
	勧告		命令事前通知	命令	戒告	代執行令書	行政代執行	
		法13条 2項	法22条 2項					
—		46棟 (46棟)	14棟 (14棟)	8棟 (8棟)	2棟 (2棟)	2棟 (2棟)	1棟 (1棟)	

※勧告には、令和5年の法改正に伴う再勧告4棟を含む。
 ※令和5年の法改正前の規定により認定等行われたものを含む。

- 更地
所有者等が建物を解体して更地になった棟数
- 区の指導内容
樹木や植物の伐採、枝の剪定、建物の修繕、門扉等の施錠及び害虫の駆除等
- 対応中
以下(1)～(3)の合計である。
 (1)所有者等調査中である棟数
 (2)所有者等に対し、法に基づく通知や指導等を行った結果、建物を適切に管理し始めたが、経過観察中である棟数
 (3)所有者等に対し、法に基づく通知や指導等を行ったが、区の指導等に従わず、改善しない棟数
- 登記情報調査
所有者確認のため土地・建物の登記簿を取寄せた棟数
- 固定資産税情報照会
納税義務者等を都税務所に照会した棟数
- 通知送付
空家等の所有者に、文書で管理状況等を問い合わせた棟数
- 「法」とは空家等対策の推進に関する特別措置法
- 法13条1項及び2項は管理不全空家等に対する措置、法22条1項及び2項は特定空家等に対する措置